

2022年度 明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成／経費助成）募集要項

2022年6月22日
国際教育センター

1 概要

【明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成／経費助成）】

- ・ 協定留学または認定留学の制度を利用して留学する学生に対し、選考の上、「明治大学外国留学奨励助成金」を支給します。本助成金は返還の必要のない給付型の助成金です。当助成金の申請を希望する学生は、募集要項記載事項を十分に確認し、必要書類をすべて揃えた上で期限までに申請してください。
- ・ 「外国留学奨励助成金」には、以下の**2種類**の助成があります。

（1）「**海外留学授業料助成**」：留学先授業料が発生する留学プログラム参加者に授業料を助成

（2）「**海外留学経費助成**」：留学先授業料の発生有無にかかわらず、留学プログラム参加者に経費を助成

- ・ 助成金の種類(1)/(2)により、申請資格が異なります。
- ・ 「（1）海外留学授業料助成」を優先して支給します。
- ・ 申請状況により、本制度では申請者全員に助成金が支給されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

※大学間または学部間協定に基づく、ダブルディグリー、デュアルディグリープログラムについても、本助成金「（1）海外留学授業料助成」「（2）海外留学経費助成」の対象として募集します。

2 申請資格

（1）海外留学授業料助成

下記の①～④**すべて**の条件を満たす者

- ① **2022年1月1日～2022年12月31日**の間に留学先機関において正規学生として登録を完了し、留学を開始した、または開始する者（渡航日ではなく、**授業開始日**が対象）。
- ② 学部教授会、大学院研究科委員会、専門職大学院研究科教授会において「**協定留学**」（大学間協定または学部間・研究科間協定留学）または「**認定留学**」を承認された者。
- ③ **指定された期日までに授業料の請求書及び納入が確認できる領収書または振込明細書を提出できる者。**
- ④ 2021年度までの明治大学における学業成績（通算 GPA）が**学部生 GPA2.00 以上、大学院生 GPA3.00 以上**ある者（会計専門職大学院生のみ GPA1.70 以上。大学院 1 年次での申請の場合、学部生時代の通算 GPA2.00 以上）。

【注意事項】

- ※ 「明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）」は授業料免除制度ではありません。
- ※ 国際日本学部のアカデミック留学・インターンシッププログラムへの参加者は、本助成金（（1）海外留学授業料助成）に申請することはできません。（（2）海外留学経費助成）にのみ申請可。）
- ※ 留学期間が1か月程度の場合、本助成金に申請することはできません。
- ※ ダブルディグリー・デュアルディグリープログラムの場合、**本学に在籍していない期間（参加プログラムが本学卒業後に終了する場合）は助成対象外**です。

(2) 海外留学経費助成

下記の①～③すべての条件を満たす者

- ① **2022年1月1日～2022年12月31日**の間に留学先機関において正規学生として登録を完了し、留学を開始した、または開始する者（渡航日ではなく、**授業開始日**が対象）。
- ② 学部教授会、大学院研究科委員会、専門職大学院研究科教授会において「**協定留学**」（大学間協定または学部間・研究科間協定留学）または「**認定留学**」を承認された者。
- ③ 2021年度までの明治大学における学業成績（通算 GPA）が**学部生 GPA2.00以上、大学院生 GPA3.00以上**ある者（会計専門職大学院生のみ GPA1.70 以上。大学院 1 年次での申請の場合、学部生時代の通算 GPA2.00 以上）。

【注意事項】

- ※ 留学期間が 1 か月程度の場合、本助成金に申請することはできません。
- ※ オンライン授業のみの受講による留学の場合、経費助成の対象外とします。

3 採用基準

- ・ 「（1）海外留学授業料助成」を優先して支給します。
- ・ 予算を超えて「（1）海外留学授業料助成」に申請があった場合は、「（1）海外留学授業料助成」の申請資格を満たしている成績優秀者から順番に「（1）海外留学授業料助成」を支給します（この場合、「（2）海外留学経費助成」に申請された方への支給はありません）。
- ・ 「（2）海外留学経費助成」は、予算の範囲内で、参加プログラム内容及び成績により、順番に支給します。

4 助成金額

(1) 海外留学授業料助成

【大学間又は学部間協定に基づくダブルディグリー、デュアルディグリープログラムに参加する場合】

留学期間中に明治大学に納入する**学費**相当額を上限とし、留学先機関に納入する**授業料の実費**を支給する。

留学先授業料が 本学学費 よりも 高い 場合	本学学費相当額
留学先授業料が 本学学費 よりも 低い 場合	留学先授業料を日本円に換算した額

【その他の留学プログラムに参加する場合】

留学期間中に明治大学に納入する**授業料**相当額を上限とし、留学先機関に納入する**授業料の実費**を支給する。

留学先授業料が 本学授業料 よりも 高い 場合	本学授業料相当額
留学先授業料が 本学授業料 よりも 低い 場合	留学先授業料を日本円に換算した額

【注意事項】

- ※ 本学の学費・授業料について：<https://www.meiji.ac.jp/suito/index.html>
- ※ 留学先機関の授業料には、施設利用料、登録料、手数料等は含みません。
- ※ 換算レートについて：日本円の換算レートは、日本国政府財務省告示「出納官吏事務規程第 1 4 条及び第 1 6 条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」に記載の最新レートを採用し、換算後の助成額の百円未満は切り捨てることとします。
- ※ 1 学期未満の留学の場合について：留学先授業料と本学 1 学期分の授業料を比較します。
- ※ 支給時期について：「（1）海外留学授業料助成」は留学先授業料の納入が確認されてから支給します。
- ※ 他奨学金との併給について：日本学生支援機構海外留学支援制度等の給付型奨学金（授業料補助や経費補助）を受給する学生は、併給基準に抵触しない範囲で助成します。
- ※ 申請後、もしくは支給後に留学期間を短縮した場合、助成金の返還を求める場合があります。
- ※ 留学期間が 1.5 年以上のプログラムに参加する場合は、該当する年度毎に申請をしてください。

(2) 海外留学経費助成

採用された学生は、海外留学経費を以下の通り助成する。(予定額)

1 学年間の場合	20 万円
1 学期間 (セメスター) の場合	10 万円
1 学期未満の場合	5 万円

【注意事項】

- ※ 申請後、もしくは支給後に留学期間を短縮した場合、助成金の返還を求める場合があります。
- ※ 留学期間が 1.5 年以上のプログラムに参加する場合は、該当する年度毎に申請をしてください。

5 申請方法・受付期間

以下①②の手続き両方を必ず期間内に完了すること。

① Oh-o! Meiji アンケート機能を利用したのオンライン申請

2022 年 7 月 4 日 (月) 9:00~2022 年 12 月 19 日 (月) 17:00

アンケート名: 「2022 年度明治大学外国留学奨励助成金申請フォーム/Meiji University Study Abroad Encouragement Subsidy」

※オンライン申請受付期間のみ閲覧・回答が可能

② Oh-o! Meiji グループページへの申請書類データ提出

2023 年 1 月 11 日 (水) 17:00 まで

オンライン申請完了後に Oh-o! Meiji より送信されるグループ登録完了通知の指示に従って、各書類のデータをグループページへアップロードすること (通知期間: オンライン申請完了後数日~12 月 21 日 (水) 中)。

【注意事項】

- ※ 期間外の申請は一切認めません。必ず期間内に両方の手続きを完了すること。
- ※ オンライン申請および申請書類の提出は必ず申請者本人が行うこと。

6 申請書類

- オンライン申請完了後に Oh-o! Meiji より送信される通知の指示に従って、各書類のデータをグループページへアップロードすること。
- 「(1) 海外留学授業料助成」と「(2) 海外留学経費助成」で提出書類が異なるため注意すること。
- 書類に不備・不足があった場合は選考対象外となるため、申請者の責任においてよく確認の上提出すること。
- 所定書式掲載ウェブページ URL : <https://www.meiji.ac.jp/cip/financial/jyosei.html>

授業料助成・経費助成共通申請書類①～⑥

① 明治大学外国留学奨励助成金申請書（所定書式）

- ・ 署名欄以外はパソコンで作成すること。
- ・ 作成後印刷し、直筆署名を記入した上でスキャンデータ（PDF）を作成すること。

② 学習・研究計画書（所定書式）

- ・ 所定書式を使用し、パソコンで作成すること。
- ・ 所定書式上に記載されている指示に従い、日本語で作成すること。

③ Oh-o! Meiji よりダウンロードした **2021 年度秋学期分までの成績通知表**

- ・ 証明書自動発行機で発行した成績証明書は不可。
- ・ **必ず 2022 年 7 月末日までに Oh-o! Meiji よりダウンロードすること**

④ 留学先機関発行の入学許可書コピー（PDF 形式）

- ・ 留学期間が明記されているもの。該当部分分かるように蛍光ペンで線を引くこと。（アメリカ留学の場合、I-20 または DS2019 のコピー可。留学期間が記載されていない書類は不備書類として取り扱います）。
- ・ 入学許可書が日本語、英語以外の言語で作成されている場合は、申請者本人による和訳文を添付すること。

⑤ 銀行口座振込依頼書（所定書式）

- ・ 申請者本人名義、日本国内にある銀行口座であること。

⑥ 指定した銀行口座の表紙及び見開きページのコピー

- ・ 以下 6 つの情報全てが確認できるようにスキャンし、PDF データで提出すること。

-銀行名	-預金種別	-口座名義人名
-支店名（または支店番号）	-口座番号（7 桁）	-口座名義人名フリガナ
- ・ 通帳がない口座の場合は、上記全ての情報が確認できるもの（ウェブ画面やキャッシュカード等のコピー、複数の組み合わせ可）を提出すること。

授業料助成への申請の場合のみ追加で提出が必要な書類⑦・⑧

万が一、以下⑦・⑧のどちらか一方または両方を申請期間内に提出できない場合は、事前に国際連携事務室 (global_p@meiji.ac.jp) 宛にメールにて相談すること。

⑦ 留学先機関の授業料が明記された請求書等のコピー

- ・ 請求書が日本語、英語以外の言語で作成されている場合は、申請者本人による和訳文を添付すること。
- ・ 本人氏名が請求書の宛先として記載されているもの。
- ・ 授業料該当部分分かるように蛍光ペンで線を引くこと。
（授業料助成の対象は「授業料」のみで、施設利用料、登録料、手数料等は含まれません。）
- ・ 留学エージェント、あっせん団体等を通して留学する場合で、プログラム費用として一括で支払う場合は、必ず留学先授業料の内訳が分かる書類の作成を依頼し提出すること。授業料のみの費用が不明瞭なプログラムに関しては、授業料助成の対象外となるため注意すること。

⑧ 留学先機関の授業料を納入したことを証明する書類（領収書または振込明細書のコピー）

- ・ 日本語、英語以外の言語で作成されている場合は、申請者本人による和訳文を添付すること。
- ・ クレジットカードの明細書コピーを提出する場合は、該当部分に蛍光ペン等で線を引くこと（該当部分以外は黒塗り可）。
- ・ 本人もしくは保証人名以外で支払われている場合は、振込者との関係等について余白に記入すること。

7 申請後の流れ

- ・ 審査結果は、大学に届け出た保証人住所宛てに国際連携事務室から郵送で通知します（保証人が海外在住の場合は、申請者本人に Oh-o! Meiji で通知します）。審査に関する途中経過、審査内容等に関する問い合わせには一切お答えできませんのでご了承ください。
- ・ 申請後のスケジュールは以下のとおり、予定しています（諸事情により日程が変更になる可能性がありますので、あらかじめご了承ください）。

結果通知	2023年3月下旬（予定）
支給時期	2023年4月下旬（予定）

8 受給者の義務

受給者は、以下（1）～（3）の義務が発生します。**義務が果たせない場合は、助成金の返還を求めます。**

- (1) 国際教育センター主催の海外留学説明会及びオリエンテーション等での発表や、明治大学が発行する出版物等への留学体験記の寄稿等並びに大学が実施する様々な留学促進の取組みのいずれかに必ず協力すること。
- (2) **留学情報を適切に報告すること**（特に、申請後やむを得ない理由により留学期間を短縮した場合は、留学期間に応じた助成金額に調整する必要があるため、必ず早めに申し出ること）。
- (3) 受給が決定し次第、以下2点の書類を所定の提出方法にて提出すること。

【助成金受給者の義務としての提出物】

- ① 留学報告書（明治大学外国留学奨励助成金所定書式）
- ② 留学先機関発行の成績証明書コピー

提出方法：Oh-o! Meiji グループへのアップロード

提出期日：2023年4月中旬（予定）※詳細は結果通知にてご案内します

※ 留学報告書の所定書式は以下 URL よりダウンロードできます。

<https://www.meiji.ac.jp/cip/financial/jyosei.html>

※ ①②共に、協定留学/認定留学者の義務として、国際連携事務室や所属学部・研究科より提出が求められるものとは異なります。

9 助成金給付の取消し

次のいずれかに該当するときは、助成金の給付の取消し又は停止をし、返還を求めます。

- (1) 退学、停学及び除籍等の処分を受けた者
- (2) 留学の許可を取り消された者
- (3) 当初予定していた留学期間を短縮した者
- (4) 留学期間中、休学、退学又は除籍した者
- (5) 留学期間中、長期の欠席等修学状況の不良が明らかになった者
なお、留学中単位の修得が全く無かった者については、原則として助成金の給付を取消し、返還を求めます。
- (6) 申請書類等に虚偽の記載があった者
- (7) **受給者の義務を怠った者**
- (8) その他、受給者として適当でないと認められた者

10 個人情報の取扱い

申請により提供された個人情報は、本助成金への申請・支給及び当募集要項の記載に付随する事項に係る業務にのみ使用されます。

1 1 問い合わせ

明治大学国際連携事務室（海外留学）【和泉キャンパス】

開室時間： 平日 9:00-11:30、12:30-17:00

メールアドレス： global_p@meiji.ac.jp

電話番号： 03-5300-1542

- ※ 土曜・日曜・祝日（休日授業実施日は除く）は閉室です。
- ※ 夏季・冬季・春季休業期間中は開室日・時間が異なりますのでご注意ください。
- ※ メール・電話で問い合わせる際は、必ず所属学部・学年・氏名を申し出てください。

以上